瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年12月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第35号

瀬戸市下水道条例の一部を改正する条例

瀬戸市下水道条例 (昭和45年瀬戸市条例第7号) の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(用語の定義)	(用語の定義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用
語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ	語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ
による。	による。
(1)から(14)まで <省略>	(1)から(14)まで <省略>
(15) 責任技術者 愛知県下水道協会(以下「協	(15) 責任技術者 愛知県下水道協会(以下「協
会」という。)が実施する <u>排水設備工事責任</u>	会」という。)が実施する <u>排水設備工事責任</u>
技術者の資格認定のための試験(以下「試験	技術者試験(以下「試験」という。)に合格
」という。)に合格し、協会に登録され、排	<u>し、市に登録されている者をいう</u> 。
水設備工事責任技術者証(以下「責任技術者	
証」という。)の交付を受けたものをいう。	
(指定の申請)	(指定の申請)
第6条の3 <省略>	第6条の3 <省略>
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し	2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。	なければならない。
(1)から(4)まで <省略>	(1)から(4)まで <省略>
(5) 専属する責任技術者の <u>責任技術者証</u> の写し	(5) 専属する責任技術者の排水設備工事責任技
	術者証(第6条の12第1項の規定に基づき
	<u>市長が交付したものをいう。)</u> の写し
(6)及び(7) <省略>	(6)及び(7) <省略>

(責任技術者の責務)

第6条の8 <省略>

(責任技術者の登録)

第6条の8 市長は、第6条の2第1項第1号に おいて定める責任技術者についての登録を行う ものとする。

(責任技術者の責務)

第6条の9 <省略>

(被登録資格)

- 第6条の10 試験に合格した者は、責任技術者 の登録を受ける資格(以下「被登録資格」とい う。)を有するものとする。
- <u>2</u> 前項に定める者が、次の各号のいずれかに該 当する場合は、登録を受けることができない。
 - (1) 精神の機能の障害により排水設備等の新設 等の工事の事業を適正に行うに当たって必要 な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと ができない者
 - (2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない</u>者
 - (3) 不法行為又は不正行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- 3 被登録資格の有効期間は、試験に合格した日 (以下「合格日」という。)から合格日から起 算して5年経過後の最初に到達する3月31日 までとする。ただし、市長が特に必要があると 認めたときは、これを1年間に限り延長するこ とができる。
- 4 被登録資格の有効期間満了後もなお被登録資格を維持しようとする者は、協会が実施する更新講習(以下「更新講習」という。)を受講しなければならない。
- <u> 更新講習を受講した者の被登録資格の有効期</u> 間は、更新講習を受講した日(以下「受講日」

(責任技術者証)

第6条の9

ければならない。

という。)から受講日から起算して5年経過後 の最初に到達する3月31日までとする。ただ し、市長が特に必要と認めたときは、これを1 年間に限り延長し、又は短縮することができる。 (登録の申請)

- 第6条の11 責任技術者としての登録を受けよ うとする者は、責任技術者登録申請書を市長に 提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類等を添付 しなければならない。
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 写真
 - (3) 前条に規定する被登録資格を有することを 誓約する書類

(責任技術者証)

- 第6条の12 市長は、被登録資格を有する者か ら前条の申請があったときは、責任技術者とし て登録を行い、下水道排水設備工事責任技術者 証(以下「責任技術者証」という。)を交付す るものとする。
- 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事す 2 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事す るときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職 るときは、常に責任技術者証を携帯し、市の職 員等から要求があったときは、これを提示しな 員等から要求があったときは、これを提示しな ければならない。
 - 3 責任技術者は、氏名、住所(住居表示の変更 を含む。) 又は勤務先に異動があったときは、 直ちに責任技術者(住所・氏名・勤務先)異動 届に異動の事実を証する書類及び責任技術者証 を添えて、市長に提出しなければならない。
 - 4 責任技術者は、責任技術者証をき損し、又は 紛失したときは、直ちに責任技術者証再交付申 請書を市長に提出し、再交付を受けなければな らない。
 - 5 責任技術者は、第6条の15の規定により登

録を取り消されたときは、遅滞なく市長に責任 技術者証を返納しなければならない。同条の規 定により登録の効力を一時停止されたときは、 その停止期間中返納しなければならない。 (登録の有効期間)

第6条の13 責任技術者の登録の有効期間(以 下「登録期間」という。)は、登録の日から被 登録資格の有効期間の末日までとする。

(登録の更新)

- 第6条の14 責任技術者は、登録期間満了後も 引き続き登録を受けようとするときは、期間満 了日までにあらかじめ登録の更新(以下「登録 更新」という。)を受けなければならない。た だし、市長が特別な理由があると認めたときは 、この限りでない。
- 2 登録更新を受けようとする責任技術者は、更 新講習を受講しなければならない。
- 3 登録更新を受けようとする責任技術者は、市 長が指定する期日までに責任技術者登録申請書 に、次に掲げる書類等を添付して市長に提出し なければならない。
- (1) 住民票の写し
- (2) 写真
- (3) 更新講習受講修了証の写し
- 4 登録更新を受けた責任技術者の登録期間は、 前条の規定にかかわらず、登録更新の日から被 登録資格の有効期間の末日までとする。

(登録の取消し又は一時停止)

- いずれかに該当するときは、登録を取り消し、 又は6月を超えない範囲内において、登録の効 力を停止することができる。
- (1) 条例、規則等に違反したとき。

(協会への報告)

- 第6条の10 市長は、責任技術者が次の各号の 第6条の15 市長は、責任技術者が次の各号の いずれかに該当するときは、協会に対しその事 実を報告するものとする。
 - (1) 協会の定める責任技術者の欠格条項に該当 することが判明したとき。

- (2) 第6条の8の規定に違反したとき。
- (3) <省略>

(公示)

第6条の11 <省略>

(手数料)

ついて、当該事務の申請者から、当該各号に定 める額の手数料を徴収する。

(1)及び(2) <省略>

(2) <省略>

(公示)

第6条の16 <省略>

(手数料)

<u>第6条の12</u> 市長は、次の各号に掲げる事務に <u>第6条の17</u> 市長は、次の各号に掲げる事務に ついて、当該事務の申請者から、当該各号に定 める額の手数料を徴収する。

(1)及び(2) <省略>

2及び3 <省略>

- (3) 第6条の8で規定する責任技術者の登録 1件につき2,000円
- (4) 第6条の14で規定する責任技術者の登録 更新 1件につき2,000円

2及び3 <省略>

則 附

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の瀬戸市下水道条例(以下「旧条例 」という。)第2条第15号の責任技術者である者(以下「旧責任技術 者」という。)又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前 に愛知県内の下水道事業管理者(本市の市長を除く。次項において同 じ。)の定めた条例若しくは管理規程の規定により責任技術者として登 録を受けた者は、この条例による改正後の瀬戸市下水道条例(以下「新 条例」という。) 第2条第15号の責任技術者とみなす。
- 3 この条例の施行の際、旧条例第6条の12第1項の規定により交付さ れている責任技術者証(以下「旧責任技術者証」という。)又は施行日 前に愛知県内の下水道事業管理者の定めた条例若しくは管理規程の規定

により交付されている責任技術者証は、新条例第2条第15号の責任技 術者証とみなす。

- 4 第2項の適用を受ける旧責任技術者を専属させる場合は、旧条例第6条の3第2項第5号の書類に加え、試験に合格した者に協会が交付する合格証又は更新講習の修了者に協会が交付する修了証の写しを添付しなければならない。
- 5 第2項の適用を受ける旧責任技術者が旧責任技術者証を汚損又は紛失 したときは、なお従前の例による。
- 6 第2項の適用を受ける旧責任技術者が旧条例第6条の12第3項に該 当するときは、なお従前の例による。
- 7 市長は、旧条例第6条の12第3項の規定による届出を受理した場合は、速やかにその旨を愛知県下水道協会長に報告するものとする。